

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

25

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

市町村が認定地域再生計画に基づき林道の整備を行う場合に係る地方創生道整備推進交付金を間接補助から直接補助に変更すること

提案団体

奈良市

制度の所管・関係府省

内閣府、農林水産省

求める措置の具体的な内容

市町村が認定地域再生計画に基づき林道の整備を行う場合に交付される地方創生道整備推進交付金の交付先を当該市町村が属する都道府県ではなく、当該市町村とし、国から市町村への直接補助とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

地方創生道整備推進交付金交付要領第2では、認定地方公共団体である市町村が、認定地域再生計画に基づき林道の整備を行う場合、当該市町村を間接補助事業者等とし、当該市町村が属する都道府県を交付先とするとされている。

また、森林法第193条では、「国は、都道府県に対し、毎年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、造林及び地域森林計画に定める林道の開設又は拡張につき、…市町村その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に対し都道府県が補助する費用の一部を補助する」とされている。

そのため、林道事業に係る補助の制度は、市町村に対する補助は県が行い、その費用の「一部」を国が補助することから、県は義務的に国からの補助に上乗せして補助しなければならない仕組みとなっている。

【支障事例・制度改正の必要性】

市町村が都道府県を通して地方創生道整備推進交付金を受けるには、都道府県の予算化が必須となるところ、当市が属する県の予算化においては、前年度予算を目安に査定されることから、県の予算化がボトルネックとなり、当市は県予算の範囲内から逆算的に国費要望を強いられ、真に必要とする交付金を国に対して申請することができない状況にある。

また、都道府県の予算化が必要であることから、都道府県の予算スケジュールに縛られ、機動的な事業の執行ができないという支障も生じている。

なお、当市では、今回の地方創生道整備推進交付金において市道と林道を合わせてその交付を受けているところ、市道の整備を行う場合については林道の整備を行う場合のような交付先に関する規定が地方創生道整備推進交付金交付要領にならないため、国から直接交付を受けている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村は、都道府県予算の範囲内から逆算的に国費要望を強いられることなく、真に必要とする交付金を国に対して申請することが可能となり、地方創生道整備推進交付金を活用した効果的な事業の実施を行うことができる。

また、都道府県の予算措置やスケジュール等に縛られることなく、市町村は効率的に林道整備事業を執行することができる。

根拠法令等

地域再生法第13条第1項、森林法第193条、地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環廃対発第1604201号環境事務次官通知)第6の2の1)、地方創生道整備推進交付金交付要綱(平成28年4月20日付け28農振第150号農林水産事務次官通知・国道環安第8号国土交通事務次官通知)、地方創生道整備推進交付金交付要領(平成28年4月20日付け28農振第167号農林水産省農村振興局長通知、林28林整整第30号林野庁長官通知、国道総政第26号国土交通省道路局長通知)第2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

広島市

—

各府省からの第1次回答

【意見】

現行制度のままする。

【理由】

林道は森林整備及び木材輸送の効率化に必要な基盤であり、市町村境を越える場合も多いこと、広域の森林資源の状況を俯瞰した上で計画することが重要であることから、森林法第5条において、林道の開設及び改良に関する計画は都道府県が地域森林計画において策定することとしており、都道府県が林道整備支援において一定の関与をするべきである。このため、同法第193条は林道整備支援に対する都道府県の負担を求めているとともに、都道府県を通じた間接補助としている。

また、平成17年の地域再生法成立に伴い創設された当該交付金の林道整備支援については、地方公共団体からの強い要請により、市町村の負担軽減の観点から、都道府県を通じた間接補助の仕組みを維持することになったものである。

このため、現行の制度が適当と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市が今年度の国費要望を行う過程において県の予算化がボトルネックになったと受け止めている。

御意見のとおり、法の立法趣旨からして林道整備支援において都道府県が一定の関与をすべきもので、都道府県の負担を求めるについて承知するところである。

しかし、本来的には市町村の負担軽減の観点から都道府県の負担を求めているにもかかわらず、実情としては県予算が前年度ベースにて予算化されることから、現行の間接補助の仕組みでは、市が予算化を進めても、県の予算化がボトルネックとなり、県予算の範囲内から逆算的に国費要望を強いられ、真に必要とする事業に対する交付金を申請できない状況にある。そのため、当市では地方創生道整備推進交付金により早期また着実に市道と林道を一体的に整備し、当市の地域・経済・産業の活性化を図っていきたいにもかかわらず、事業計画に基づいた機動的な事業の執行が困難な状況にある。更には当該交付金においては内閣府予算が未配分(398億円のうち未配分21億円(R5.4.26時点))であるにもかかわらず、やはり県予算がボトルネックとなり市町村への配分が行き届いていない実情がある。

以上のことから、平成17年の地域再生法成立に伴い創設された当該交付金の林道整備支援については、創設から18年が経過しており、上記の実情に合わせ、国費措置のみによる機動的な事業執行が可能となる場合もあり、地方創生道整備推進交付金交付要領の改正により現行の間接補助に加え、国から市町村への直接補助も可能とする等の柔軟な制度設計を検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。

各府省からの第2次回答

【意見】

現行制度のままする。

【理由】

第1次回答で指摘したとおり、林道は、森林整備及び木材輸送の効率化に必要な基盤であり、市町村境を越える場合も多いため、広域の森林資源の状況を俯瞰した上で計画することが重要である。このため、林道事業を含む地域再生計画については、計画作成段階で都道府県と市町村の間で、都道府県が定める地域森林計画を基に林道の整備の在り方を調整することとしている。

また、現行の林道の費用負担の仕組みは、市町村側からの強い要請によって構築されたものであり、この点も踏まえると現行の制度を維持することが適当と考えている。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

64

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

中心市街地活性化基本計画の認定要件のうち大規模集客施設の立地制限に係る要件の見直し

提案団体

倉敷市

制度の所管・関係府省

内閣府、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

大規模集客施設を誘導施設に定めた都市機能誘導区域内に限り、準工業地域の特別用途地区(大規模集客施設制限地区)を解除しても、中心市街地活性化基本計画の認定が継続されるよう、中心市街地の活性化を図るために基本的な方針(平成18年9月8日閣議決定)の見直しを求める。

具体的な支障事例

当市では、立地適正化計画において、公共交通へのアクセス等を勘案して、市中心市街地のみならず、鉄道駅に近い業務・商業等が集積する合併前の旧市町中心部など、それぞれの拠点に都市機能誘導区域を定め、必要な誘導施設の誘導を図り、「多極ネットワーク型」のコンパクトなまちづくりを目指している。

これらの都市機能誘導区域内には、合併前の旧市町において、地域の拠点として求められる都市的サービス機能の集積を図る市街地が形成されてきた経緯や、特色ある地場産業の操業の場としての環境の維持と住環境との良好な共生を目指すなど地域の実情から準工業地域が指定されているが、中心市街地活性化基本計画の認定を受けるため、市内全域の準工業地域において特別用途地区を指定し、大規模集客施設の立地を制限している。そのため、合併前の旧市町中心部など、中心市街地活性化基本計画の区域外の都市機能誘導区域であっても、準工業地域には誘導施設である大規模集客施設の立地ができない状況となっている。

このため、賑わいや活気を創出する大規模集客施設の立地が、当市中心部に位置する都市機能誘導区域に偏ることとなり、市内における拠点の一極集中が促進され、当市が目標に掲げる「多極ネットワーク型」の都市構造の実現に支障が生じている。

なお、用途地域を変更することによる対応は、都市機能誘導区域内に既に存在する工場が建替えできなくなるなどの問題があるため、困難であると考えている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都市機能誘導区域内の準工業地域において誘導施設として位置づけた大規模集客施設の立地が可能となり、暮らしを支え、活気を生み出す魅力的な拠点が形成される。もって「多極ネットワーク型」のコンパクトで持続可能な都市構造の実現に寄与する。

根拠法令等

都市計画法、都市再生特別措置法、中心市街地の活性化に関する法律、都市計画運用指針、中心市街地の活性化を図るために基本的な方針(平成18年9月8日閣議決定)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」(平成18年9月8日閣議決定)においては、「準工業地域は多様な用途を許容する地域であるが、地方都市において、準工業地域に大規模集客施設(劇場、映画館、店舗、飲食店等に供する部分の床面積が一万平方メートルを超えるもの)が立地した場合、中心市街地の活性化への影響が大きいと考えられることから、三大都市圏及び政令指定都市以外の地方都市においては、特別用途地区等の活用により準工業地域における大規模集客施設の立地の制限が行われる場合について、基本計画の認定を行う」とされている。

これは、相当数の小売商業者が集積し、都市機能が相当程度集積する中心市街地を活性化させるという法律の目的を達成するために、市町村が作成する基本計画を認定するに当たり必要な要件であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」では、モータリゼーションの進展や流通構造等の変化による大規模集客施設の郊外立地などにより、中心市街地の衰退が進みつつあるとされている。

「都市計画運用指針(令和5年7月国土交通省)」では、『都市機能誘導区域は、例えば、都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定する』とされており、当市が求める措置が認められても、郊外に大規模集客施設が立地することではなく、中心市街地の活性化に何ら影響はない。むしろ、都市機能誘導区域は、相当数の小売商業者が集積し、都市機能が相当程度集積する中心市街地等に定められていることから、そこへ大規模集客施設が立地することによって、賑わいや活気が創出されるなど、様々な相乗効果により中心市街地の活性化が期待できる。

また、令和5年4月14日の「都市計画基本問題小委員会中間とりまとめ」においても、『多極ネットワーク型コンパクトシティの実現のためには、都市中心部の拠点以外の公共交通軸上の拠点など日常生活を営む身近なエリア(ネイバーフッド)においても多様な暮らし方・働き方を実現可能とするために必要な都市機能の立地誘導や確保が図られることが重要である。』とされている。

都市中心部の拠点以外の都市機能誘導区域に、賑わいや活気を創出する大規模集客施設の立地を誘導し、魅力的な拠点を形成することで、市内における拠点の一極集中が是正され、多極ネットワーク型のコンパクトで持続可能な都市構造が実現するものと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

地方都市において、準工業地域に大規模集客施設が立地した場合、中心市街地の活性化への影響が大きいことは第一次回答で記載したとおりである。

貴市が目標に掲げる「多極ネットワーク型」の都市構造の実現については、地域の実情に応じたまちづくりの手法の1つとして尊重されるべきものと思料するが、それによって中心市街地活性化に係る現行の認定要件を見直す理由となるものとは考えていない。

なお、市町村合併を含め、歴史的背景を有する複数拠点によるまちづくりについては、基本方針において示しているとおり、中心市街地は、各種施策の効果的かつ効率的な投資という観点から原則として一市町村に一区域として設定されるところ、一方で、市町村合併等により中心的な拠点が複数あり、複数の拠点が相互に連携し、適切な役割分担を図りつつ総合的かつ一体的に活性化を図ることが必要と考えられる場合には、地域の実情を十分に勘案した上で、複数の拠点を一体の区域とみなすことも可能としているところである。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

67

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

補助事業等の予算執行状況等に係る各調査の合理化

提案団体

秋田県、能代市、横手市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、三種町、八峰町、八郎潟町、大潟村、美郷町、羽後町、東成瀬村、福島県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、財務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

補助事業等の予算執行状況等に係る各調査について、重複する調査の廃止を含め、調査事項及び調査頻度を真に必要な最小限度にするよう簡素化すること及び調査主体を一元化することを求める。

具体的な支障事例

公共事業については、昭和42年5月1日付蔵計第946号「公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について」に基づき、財務省から各府省庁へ、各府省庁から地方へ調査依頼がなされているが、各府省庁からの調査依頼の内容は重複する部分が多く、地方の業務増加に繋がっている。具体的には、国土交通省所管の補助事業等の契約状況について、年度当初に地方整備局総務部会計課から依頼があり、毎月報告をしているが、地方整備局道路部からも次年度当初予算の配分作業の参考のため、別途不定期で重複して電話やメール等で同様の依頼をされている。地方整備局道路部からの依頼に対しては、「公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について」で提出している数字を基に、別様式で作成・回答しなければならず、数字の整合性の確認や決裁等、事務手続に関する業務量が増えている状況である。

また、総務省自治財政局より四半期毎の公表を目的とした「公共事業等の事業計画及び事業実行状況等に係る調査」が県財政部局に依頼されており、令和3年度から調査様式が簡素化されるなどしているが、同様に公共事業等に関する執行状況調査が依頼されている。当該調査についても、国土交通省調査と内容が重複している部分が多く、業務負担の増加に繋がっている。さらに、令和4年度の国補正予算に関しては、内閣府から地方整備局を経由し執行状況のフォローアップ調査と称し、補正予算だけに特化した予算執行状況調査(契約時期見込み等)が行われている。

以上のように、上述の調査において回答内容に重複する事項(予算額、契約額、支出額、繰越額等)も多いため、重複して調査を行う必要はないと思われる。特に、地方整備局道路部からの依頼については、既に地方整備局総務部会計課に対して回答している内容について再度回答を求めるものであり、調査の必要性は低いと考える。したがって、都道府県における業務を効率化するため、重複する調査の廃止を含め、調査事項及び調査頻度を真に必要な最小限度にするよう簡素化すること及び調査主体を一元化することを求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

各府省庁からの調査への回答に係る業務の効率化が図られる。

根拠法令等

昭和42年5月1日付蔵計第946号「公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について」

令和4年6月17日付国官会第7993号「令和4年度公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告につ

いて」

上記調査のため、地方整備局が上乗せで行っている事業執行状況調査

総財務第40号令和2年4月28日付「公共事業等の事業執行計画及び事業執行状況等に係る調査について（依頼）」

令和5年1月10日付内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付参事官（経済対策・金融担当）事務連絡「「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」の全事業の進捗状況調査について（依頼）」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、福島市、茨城県、小山市、高崎市、川崎市、横須賀市、浜松市、寝屋川市、奈良県、広島市、吉野川市、高知県、熊本市

○類似した照会内容ではあるにもかかわらず、書式や記載方法、単位等の詳細部が異なるため、照会ごとに回答の仕方（考え方）を変える必要があり、各照会の整合性をとるために時間を要している。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

内閣府の調査は、経済対策の早期実行、進捗管理の徹底のため、各省庁に対して、経済対策・補正予算の全事業（約1,300事業）の進捗状況や進捗見込みの把握を求めていいるものである。

これまでにも、各省庁が既存調査の結果を活用して内閣府に回答することを可能とする等、効率的な調査の実施を図ってきたところであり、今後も地方公共団体の負担に配慮して調査を実施してまいりたい（既存調査の活用が可能であることの更なる周知等）。

【総務省】

本調査については、「経済財政運営と改革の基本方針2014」を踏まえ実施しているものであり、今後も継続して行うことが必要であると考えているところ。

そうした中、今回の提案を踏まえ、関係省庁に対して調査結果を提供することも可能であると考えている。

本調査については、令和3年度に簡素化を図ったところであるが、今後とも簡素化に向け、調査の見直しを検討してまいりたい。

【財務省】

本内容の提案は、令和3年度の提案募集において同種の提案があり、本件も当省（財務省）において実施している昭和42年5月1日付蔵計第946号「公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について」（以下、「公共事業等実行状況調査」という。）の調査自体に対する指摘ではなく、「財務省から各府省庁へ、各府省庁から地方へ調査依頼がなされているが、各府省庁からの調査依頼の内容は重複する部分が多く、地方の業務増加に繋がっている」との指摘と認識しているのですが当方の考えに齟齬はございますでしょうか。

【国土交通省】

重複する項目については、調査の効率化に向けた調整等を実施する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

補助事業等における事業執行状況については、地方自治体が責任を持って管理するものと考えている。

地方自治体においては、事業の執行状況を補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等に基づき、年度終了実績書等を提出しており、国に対して法令等に定められた手続きを遵守しその責務は果たしているところである。

国土交通省所管の補助事業等の契約状況に係る①地方整備局会計課からの依頼並びに②地方整備局道路部からの依頼、③総務省自治財政局による「公共事業等の事業計画及び事業執行状況等に係る調査」及び④内閣府による予算執行状況調査（契約時期見込み等）については、回答内容に重複する事項も多いと考えている。関係省庁で十分に調整の上、必要性が低い調査については廃止するなどの抜本的な見直しを求める。その上で、調査が必要と考える場合にあっても、地方自治体への調査の依頼は最小限かつ最低限のものとし、地方自治体より他府省庁等へ報告済みである事項及び数値等については、他府省庁間で十分調整の上、地方自治体には改めて報告を求めないことを重ねて求める。また、特に②の調査については、①で回答しているものを再度回答するものであり、調査の必要性は低いと考える。

第1次回答においては、いずれの省庁においても前向きな御回答をいただいていることから、関係省庁で調整の上、上述の求めについて、具体的な措置内容や検討スケジュールなどご教示いただきたい。

なお、財務省からの回答については、「公共事業等施行状況調査」に対する指摘ではなく、類似した各府省庁の他調査に対しての指摘である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【広島市】

当市としては、財務省の認識のとおりと考えています。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

【内閣府】

今後の調査にあたっては、各省に対して既存調査の結果の活用が可能であることを周知する等、地方公共団体の負担に配慮した効率的な調査方法を引き続き検討し、実施してまいりたい。

【総務省】

本調査は、「経済財政運営と改革の基本方針2014」において「公共事業の施行状況について、地方公共団体の予算額、契約済額及び支出済額を四半期毎に公表する」と明記されていることを踏まえ実施しているもの。今後もこれらの内容を満たすことができるよう継続して調査を行うことが必要であると考えている。

本調査の結果については、今回の提案を踏まえ、関係府省庁に対し、その求めに応じて提供することが可能である旨共有したところ。

本調査については、令和3年度に簡素化を図ったところであるが、今後とも簡素化に向け、調査の見直しを検討してまいりたい。

【財務省】

第1次回答を踏まえた提案団体及び追加共同団体からの見解の通りと認識している。

【国土交通省】

各地方整備局に対して、次回の調査以降、各地方整備局会計課からの依頼で既に把握している調査項目について重ねて調査を行わないよう、当該項目が記入された調査様式を使用する等の効率化を実施するよう周知を行う。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

82

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

中心市街地活性化基本計画の認定基準の緩和

提案団体

藤枝市

制度の所管・関係府省

内閣府、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針で定められている中心市街地活性化基本計画の認定基準のうち、特別用途地区の活用による準工業地域における大規模集客施設の立地の制限について、市町村総合計画等と整合が取れており、中心市街地活性化協議会等の同意を得る等した上で、地理的条件など中心市街地の活性化に影響がないものと市町村が総合的に判断する場合には当該制限を解除することとする等、地域の実情に応じた制限の緩和を求める。

具体的な支障事例

当市では、平成29年度に立地適正化計画を策定し、JR駅周辺の中心市街地と旧東海道宿場町を起源とする旧市街地の2拠点を都市機能誘導区域に設定し、コンパクト+ネットワークによる拠点集約型のまちづくりを進めている。また、中心市街地においては、令和4年度に、市中心市街地活性化基本計画(第4期)の認定を内閣総理大臣より受け、更なる中心市街地の活性化に取り組んでいる。

これにより、コンパクトシティである中心市街地では人口の集中があるものの、それ以外の地域では、人口減少が著しく、人口減少対策は待ったなしの状況下であり、都市としての地域の持続性確保は必須となっている。

現在、拠点集約型の都市構造への転換を進める中、地域拠点として、各地域の特性に応じた拠点づくり(食と農など)を進めており、これに呼応する個別的な商業立地の相談もあり、地域経済力の向上や雇用の場の確保に向けて有効な土地利用として大規模集客施設の立地を進めたが、市街化調整区域への商業機能の誘導(市街化区域編入)は難しく、準工業地域については、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針において大規模集客施設の立地制限を条件に基本計画の認定を行うこととされていることにより、立地誘導の足かせとなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

人口減少対策や雇用の確保、地域経済力の向上、税収入の確保。

根拠法令等

中心市街地の活性化に関する法律第9条第10項

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第2章3基本計画の認定基準①

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高崎市、倉敷市

各府省からの第1次回答

「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」(平成18年9月8日閣議決定)においては、「準工業地域は多様な用途を許容する地域であるが、地方都市において、準工業地域に大規模集客施設(劇場、映画館、店舗、飲食店等に供する部分の床面積が一万平方メートルを超えるもの)が立地した場合、中心市街地の活性化への影響が大きいと考えられることから、三大都市圏及び政令指定都市以外の地方都市においては、特別用途地区等の活用により準工業地域における大規模集客施設の立地の制限が行われる場合について、基本計画の認定を行う」とされている。

これは、相当数の小売商業者が集積し、都市機能が相当程度集積する中心市街地を活性化させるという法律の目的を達成するために、市町村が作成する基本計画を認定するに当たり必要な要件であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

中心市街地の活性化に関する法律(以下「法」という。)が直近では平成26年に改正され、約10年が経過する中、当市では、その間にも法に基づく計画の認定を内閣総理大臣より受け、コンパクトシティによる中心市街地活性化に向けたまちづくりを進めている。

中心市街地を都市拠点として、コンパクトシティ化を進めることは重要だが、一方で、各地域の生活圏としての持続性も必須であり、都市のプラットフォームとして、中心市街地を核とした拠点集約型のまちづくりによる持続可能な都市づくりが必要である。

のことからも、人口減少対策は待ったなしの状況下であることに鑑み、法第15条第1項に基づき設置する、外部有識者で組織する協議会の同意はもとより、中心市街地における地域商業等に影響を及ぼすものでないと、総合的に市が判断する場合は、準工業地域における大規模集客施設の立地を認めることについて、引き続き規制の見直しを求める。また、法改正後の施行状況を踏まえた今後の取組のあり方を見直し、地域の実情に応じた制限の緩和について検討を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

地方都市において、準工業地域に大規模集客施設が立地した場合、中心市街地の活性化への影響が大きいことは第一次回答で記載したとおりである。

「中心市街地の活性化に関する法律」(平成10年法律第92号)第15条に規定する協議会については、中心市街地活性化を図るため、地権者や地域住民等の多様な主体が参画し、活発な議論を交わしつつ、それぞれが相互に連携し、共通の理念の下に主体的かつ積極的に取り組むことが重要であるという考え方の下、中心市街地の活性化を推進する上で中心的な役割を担うものと言える。

しかしながら、それを踏まえた上でも、準工業地域への大規模集客施設の立地の可否については、現行の全国統一的なルールの下での運用から、貴市の提案のように、個別に市町村が総合的に判断するものへと移行する場合、市域内の中心市街地の地域商業等のみならず、近接する市町村に対する影響も考慮すべきものと考えられることから、ご指摘の点については慎重に判断すべきと考える。

なお、歴史的背景を有する複数拠点によるまちづくりについては、基本方針において示しているとおり、中心市街地は、各種施策の効果的かつ効率的な投資という観点から原則として一市町村に一区域として設定されるところ、一方で、市町村合併等により中心的な拠点が複数あり、複数の拠点が相互に連携し、適切な役割分担を図りつつ総合的かつ一体的に活性化を図ることが必要と考えられる場合には、地域の実情を十分に勘案した上で、複数の拠点を一体の区域とみなすことも可能としているところである。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

86

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

借家を災害救助法に基づく「住宅の応急修理」の対象とする場合における資力の確認事務の簡略化

提案団体

中核市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的な内容

災害救助法に基づく「住宅の応急修理」制度における資力の有無の確認事務について、持家の場合は、平成28年に具体的な所得基準が撤廃された上、更なる弾力運用を図るために、資力有無の判断に当たっては「資力に関する申出書」を提出するだけでよいこととされているため、借家についても同様の取扱いを可能とすること等の事務負担軽減策を講じることを求める。

具体的な支障事例

借家は基本的に本制度の対象外であるが、所有者が修理を行えない場合は資力の有無を確認した上で制度の対象とできることになっている。この場合における資力の有無の確認については、災害救助事務取扱要領において、「単に所有者に申立書の提出を求めるだけでなく、所得がなく、修理ができない資力状況、災害に伴う保険金・共済金の受領等がなく、所有者の資力では修理ができないことを確認」することが求められているため、制度の申請者である借主は所有者から所得証明等を入手しなければならず、また、市でも火災保険等の加入状況、銀行借入の状況等を確認をしなければならないことから、受付判断に時間と手間を要する。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

制度の性質上、住家の修理を早急に対応しなければならないが、借家に対する当該制度の適用について、受付事務を簡素化することにより、借主及び地方公共団体の負担を減らし、関係制度事務の迅速化を図ることで、被災者の生活の場を早急に確保することができる。

根拠法令等

災害救助法、災害救助事務取扱要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、相模原市、名古屋市、岡山県、笠岡市、熊本市

一

各府省からの第1次回答

借家等の所有者は、通常、賃貸「業」として借家を提供し、礼金、家賃等から収益をあげているものであり、応急

修理を行うだけの相当額の貯金等の資産を有していること、応急修理の修繕を行うための借入れができないことは考えにくいくこと、被災に備えて損害保険、共済等に加入していること等、自らの責任において費用を負担し、事業継続に向けた方策が確保されている。

また、被災者である賃借人との関係では、民法第606条第1項により、大家は修繕義務を負っており、大家の責任で修理が行われる。これらのことから、借家の提供に対し、災害救助法による応急修理を行うことは原則として認められない。したがって、借家について、例外的に災害救助法による応急修理を行うためには、大家の資力について厳格な確認が必要である。

なお、「制度の申請者である借主は所有者から所得証明等を入手しなければならず」と記載されているが、賃借人が賃貸人の資力を確認できる訳もなく、賃貸人の資力を確認するのは救助実施主体となり、救助実施主体において以下の方法等により資力が確認できれば良いと考える。

災害救助事務取扱要領(令和5年6月)においても、「借家等の所有者の資力の有無については、単に所有者に申立書の提出を求めるのではなく、所得がなく、修理ができない資力状況、災害に伴う保険金、共済金の受領がなく、所有者の資力では修理ができないことを客観的な証拠により厳格に確認した上で居住者による応急修理の申請を受理すること。」としており、大家の資力について厳格に確認するためには、例えば、

- ・所得証明書による課税状況等
- ・所有者が当該物件に掛けている火災保険や共済金などの書類
- ・賃貸借事業の事業計画や財務諸表などの書類

等により、被災した住宅の修繕できない程に大家に資力がないという事実が現実に存在するかについてこれらのいずれかの方法により確認していただくことが不可欠である。

(資力の確認方法は必ずしも全部ではなく、これらのいずれかの方法で所有者の資力が確認できれば良いので、全ての書類を確認しなければならないというものではない。)

さらに、災害救助法、民法等の趣旨に照らしてみれば、借家等の賃借人は、その住家に居住することが困難な場合には、

- ・大家に物件を修繕してもらい、継続して居住することができること、
- ・大家が修繕をしない場合は、契約解除を行って他の借家に転居することができること、

により賃借人は被災状況を脱し、日常生活を営むことが可能となる。したがって、借家の場合においては、賃借人が自らの資力において借家等を修理する場合は極めて限定的ななさざるを得ないものと考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

住宅の応急修理は、住宅の再建または住宅の損害補償を行うものではなく、そのままでは住むことはできないが、日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものであり、早急な対応が必要であることは、借家であっても当てはまる原理原則であると考える。

第1次回答においては、大家の資力の確認について賃貸人の資力を確認するのは救助実施主体であり、「所得証明書による課税状況等」「所有者が当該物件に掛けている火災保険や共済金などの書類」「賃貸借事業の事業計画や財務諸表などの書類」等のいずれかの方法により確認することと記載されているが、救助実施主体が主体的に行うことのできる所得証明書による課税状況等の確認は、市町村によっては税務情報のため公用発行や閲覧ができず、所有者本人が申請するしかないとから入手が困難となっており、受付判断に時間と手間を要する。

このように厳格な審査のための客観的な証拠を求めるることは、いたずらに修理完了までの期間を長期化させることとなり、災害救助法の趣旨である被災者の早期救済及び災害救助事務取扱要領において応急修理の迅速な実施が推進されていることと相反することから、迅速に大家の資力が確認できるよう、持家と同様に、申出書等により弾力的な判断を可能とするよう制度の見直しを求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

災害救助法による応急修理は、災害により住家に準半壊以上の損傷を受けた個人の被災者(居住者)を対象に、居室、炊事場、便所など日常生活に必要な最低限度の部分を修理するものである。

持家は被災者個人の資産である一方、借家は賃貸人の事業用資産であり、借家の修繕は、本来は、民法第606条第1項に基づき、賃貸人が行う必要がある。これを災害救助法に基づき都道府県等が応急修理を行うこととなれば、事業用資産への損害補償という形になるため、借家の応急修理については、賃貸人による修繕がなされない真にやむを得ない事情がある場合に限定する必要があると考える。

このため、貸家の応急修理を実施する場合には、賃貸人に資力がなく、応急修繕を実施できない状況下にあるか否かを厳格に確認する必要がある。

なお、その際には、資力がないことを確認するための

- ・所得証明書による所得や課税の状況等
- ・賃貸借事業の事業計画や財務諸表などの書類

などのうち、いずれか一つを確認すればよい旨について、今後、「災害救助事務取扱要領」を改定し、明記することとしたい。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

102

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

公益認定申請に係る納税情報の連携を可能とし納税証明書の添付を不要とすること

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的な内容

内閣府が構築している公益認定等総合情報システム(PICTIS)における国、都道府県、市町村の納税情報連携機能を実装すること(例:PICTISと既存システム(e-TaxやeLTAXなど)を連携させ、既存システムから納税情報を取得できるようにする)。

上記の早期実現が難しい場合、既存システムとの連携により納税情報の取得が可能となるまでの経過措置として、納税情報に係る地方公共団体独自の情報連携体制(納税情報のバックオフィス連携システム等)が構築されている場合には、該当する地方公共団体の納税証明書に限り添付を省略できる旨を公益認定法施行規則第5条第3項第6号に追加すること。

具体的な支障事例

公益認定申請は、一般社団法人又は一般財団法人が、行政庁(知事又は内閣総理大臣)から認定を受けて公益社団法人又は公益財団法人となるための手続である。

公益認定申請書には国税及び地方税の納税証明書の添付が義務付けられている(公益認定法施行規則第5条第3項第6号)が、内閣府が構築している公益認定等総合情報システム(PICTIS)で電子申請をする場合であっても、国税、県税、市町村税それぞれの納税証明書をPDFでシステムに登録する必要があり、申請法人は、納税証明書の取得手続の手間が生じている。

とりわけ都道府県税の納税情報については、自団体で有する情報であるにも関わらず、申請者が納税証明書を取得する必要があり、申請者にとっては、所轄の県税事務所まで赴いたうえ、証明書交付手数料を支払う負担、地方公共団体にとっては納税証明書発行にかかる事務負担が生じているところである。

【参考】当県では、「行政手続きのワンストップ化を阻害する規則等の見直し」の一環として、納税情報のバックオフィス連携による納税証明書の添付省略を目指している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

提案の実現により、行政事務の効率化及び申請者の負担軽減・利便性向上につながる。

根拠法令等

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第7条第2項第6号、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第5条第3項第6号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

山形県、相模原市、長野県、兵庫県、香川県

○公益認定の申請は、内閣府が構築した全国統一の事務支援システムを利用しておる、当県における公益認定申請においても、提案県と同様、別途、納税証明書を取得した上でシステムに添付する必要があり、手間と費用を要するため申請者の負担になつてゐる。

○申請者の負担軽減・利便性向上につながるため、システム及び制度改正を行つても差し支えないものと考える。ただし、PICTISと納税情報が連携した場合、将来的には新規認定時だけでなく、事業報告に添付する納税証明についても同様に取り扱うことを求められるものと思われるが、県において、納税情報を取得するための事務負担が追加で発生しない、既存の登記情報連携システムのような体制が望ましいものと思われる。

○公益認定申請だけでなく、毎事業年度の経過後3か月以内に提出が義務付けられている事業報告等において、公益法人は、国税、県税、市町村税それぞれの納税証明書を添付する必要がある。(公益認定法施行規則第38条第1項第1号)特に、地方税にあっては、従たる事務所としての登記の有無にかかわらず、全ての事務所所在地について提出することとなつてゐることから(定期提出書類の手引きより)、複数の事務所を有する法人にあっては、国、県、主たる事務所所在地の市町村の3か所にとどまらず、4か所以上に出向いて納税証明書を取得し、提出しなければならない場合もある。申請者(公益法人)及び地方公共団体の双方に事務負担が生じているところである。

各府省からの第1次回答

公益認定法施行規則第5条第3項第6号に規定する滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書について、様々な観点から関係省庁とも協議の上、負担軽減に向けて検討を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

公益認定等総合情報システム(PICTIS)と既存システム(e-TaxやeLTAXなど)を連携させ、既存システムとの連携により納税情報の取得が可能となることについて、前向きにご検討いただきたい。
また、上記のシステム連携が実現するまでの経過措置として、納税情報に係る地方公共団体独自の情報連携体制(納税情報のバックオフィス連携システム等)が構築されている場合には、該当する地方公共団体の納税証明書に限り添付を省略できる旨を、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則に追加することも求めているところ、こちらについては早期実現に向けて、検討の内容及びスケジュールについて、お示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

地方六団体からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。

国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

システム連携により、公益法人に係る納税情報を一元的に内閣府のシステム(POSS)で取得できるようにすることは、納税情報に係る守秘義務等の観点から慎重な検討が必要と考えている。

納税証明書は、認定法第6条第5号に掲げる欠格事由である、国税及び地方税に係る滞納処分の有無を確認するために提出を求めており、公益認定申請の際には引き続き提出を求める必要がある。ただし、行政庁が公益法人に対する滞納処分の有無を把握する方法として、各公益法人が毎年度の事業報告において納税証明書を添付する方法ではなく、より簡便な方法によることで公益法人、行政庁、国税当局及び地方税当局の負担を軽減できないかについて検討する。また、これに先行して、現行の納税証明書の添付について、これまですべての事業所所在地における納税証明書の添付を求めている取扱いを、少なくとも事業報告においては、納税義務があったものに限り提出を求める方向で対応を検討している。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

123

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害救助法に基づく障害物の除去における期間延長の運用の見直し

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

災害救助法施行令第2条第2号の規定に基づく「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（障害物）の除去」における期間延長の運用について、災害救助法施行令1条第1項第4号が適用される等大規模な災害が発生した際には、一般基準で定められた期間の延長を、被災状況の確認に時間を要することが明らかで、障害物の除去に要する期間について具体的な根拠が示すことができない場合でも、一定期間の延長を認めるなど、被災状況に即した運用とすること。

具体的な支障事例

「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」において、災害救助法の救助の期間の延長については、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、一般基準で定められた期間にかかわらず延長できることを具体的な事例を示しつつ明確化し、地方公共団体に周知する、とされたところ、災害救助事務取扱要領を補完する資料である「災害救助法の制度概要」において、その延長理由については、「被災地域、被災世帯数、実施業者との契約終了日（業務完了日）」等を含めた具体的な説明を求められており、「多数の世帯に土砂が堆積しているが、業者・人手不足により障害物の除去に長期間を要すると見込まれる」等の理由は認められないとされている。また、その申請は、基準告示に定める救助の期間内に行うことが原則とされている。

しかし、令和4年台風第15号では、被災地域が市域の広範囲に渡り、住居だけでなく、道路、河川等にも多くの被害が出たため、市内の被害（道路、河川）の状況把握に10日を要し、市民から受けた土砂等撤去に関する相談約580件の被災状況調査だけでも1ヶ月以上の時間を要した。

また、道路啓開等の対応は障害物の除去と同種の業者が実施することとなったが、救出・救助にも関わる道路啓開等を優先せざるを得ず、土木業者が障害物の除去に直ちに対応することは困難であった。

このため、具体的な被災場所及び全数を正確に把握し、対応業者と完了の日程について現法の10日以内に調整し、具体的な延長理由を期間内に示すことは困難な状況であった。

また、発災直後に宅地内の土砂等撤去に関する申請ができる状況ではなかった被災者（一人暮らしの高齢者等）も多く、申請自体も発災から2ヶ月程度続いた。（除去完了までに3ヶ月程度の日数を要した。）

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

期間延長に係る事務の煩雑さが解消され、多忙な災害時の事務負担が軽減されることにより、効率的な災害対応が可能となる。

根拠法令等

災害救助法第4条第1項第10号

災害救助法施行令第2条第2号

平成 25 年内閣府告示第 228 号第 12 条
災害救助事務取扱要領(令和4年7月)第4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、ひたちなか市、相模原市、兵庫県、岡山県、吉野川市、熊本市

—

各府省からの第 1 次回答

法による障害物の除去は、住居内の障害物を除去すれば完了とはならず、その後の応急修理を可能とし、被災者が引き続き自宅での生活を可能とするための制度であることから、一定期間での迅速な対応が必要である。そこで、災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去(いわゆる「障害物の除去」)については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成 25 年内閣府告示第 228 号)において、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならないと規定されている。

一方で、災害の規模、態様、発生地域等により、その対応も大きく異なることから、実際の運用に当たっては、内閣府と連絡調整を図り、必要に応じて内閣総理大臣に協議し、特別基準を設定することを可能としており、救助の万全を期する観点から、柔軟に対応しているものである。

具体的には、対応業者と完了の日程について現法の 10 日以内に調整し、具体的な延長理由を期間内に示すことは困難な状況の場合には、まずは、災害救助事務取扱要領(令和5年6月)に定めるとおり、延長する期間を予測できない場合として、障害物の除去を延長する期間を 10 日以内に定めていただき、その間に施工業者等との打合せにより、契約を締結し、完了させる期間を定め、契約完了期間が決まった段階で、再度延長を行うことが可能である。

また、契約締結後にさらなる延長が必要な場合には、変更契約に定める工事完了期日に基づき、再々延長をしていただく方法が考えられる。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

障害物の除去について、迅速な対応が必要であることは理解する。

一方で、お示しいただいた期間の延長方法によると、発災直後に具体的な被災場所及び全数を正確に把握し、対応業者と完了の日程について調整できない状態で長期間の対応が見込まれる場合は、複数回の延長作業が必要となる。

令和4年台風第 15 号では、発災から約1ヶ月の間に3回、静岡県から静岡市災害救助法の取りまとめ課を介し、事務担当課に対して期間延長に関する照会があり、都度回答の手続きを行った。

通常(平時)の業務を実施しながら実災害の業務への対応が求められる多忙な状況の中で、その回答手続きを短期間で複数回行うことは、他の緊急の業務を進める中で支障となったことを踏まえ、期間延長に係る事務の煩雑さを解消し、多忙な災害時の事務負担を軽減することにより、効率的な災害対応を可能にしていただくためにも、協議手続の簡素化について改めてご検討いただきたい。

また、「具体的な延長理由を期間内に示すことは困難な状況の場合」として方法が示されているが、災害救助事務取扱要領の補完資料である「災害救助法の制度概要(令和5年6月版)」44 ページに記載される延長協議の具体例では、期間について具体的な根拠がない場合は延長が認められないとされている。延長協議を迅速に行うことができるよう、延長理由を示すことが困難な場合の具体例を示していただくことも併せてご検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

災害救助法による障害物の除去の救助期間については、内閣府告示により、「災害発生の日から10日以内に完了しなければならない」と定められているが、この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣との協議により、その延長が可能となっている。

※いわゆる特別基準の設定に係る内閣総理大臣との協議は、文書をもって協議することを原則としているが、発災時に直ちに文書をもって協議することが困難な緊急やむを得ない場合には、電話やファクシミリ、Eメールにより申請し、事後速やかに文書をもって処理することを可能とするなど、一定の簡素化を図っている。

救助期間の延長にあたり、具体的な延長理由を当初の期間内(10日以内)に示すことが困難な場合には、

・まずは、延長する期間を「10日以内」に定めて期間を延長した上で、

・その間に施工業者等と協議し、応急修理を完了させる期間(契約期限)を確定し、当該期間を包含する形で、再度、期間延長を行えば、計2回の延長で対応可能となっている。

また、「災害救助法の制度概要(令和5年6月版)」44ページに記載している具体例は、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)」に基づき、「延長すべき期間が予測できる場合又は延長すべき期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要であることの明らかな場合」の具体的な事例を示したものであり、その際、それらの延長理由の説明の仕方としては認め難いものを整理・掲載したものである。このため、「期間について具体的な根拠がない場合」には一切の延長が認められないことを企図して記載したものではないが、混乱が生じる懸念があることから、今後、「災害救助法の制度概要」を改定し、記載の適正化を図ることとしたい。

なお、具体的な延長理由を期間内に示すことは困難な場合の具体的な説明の仕方としては、例えば、「障害物の除去を行う住宅の数や必要な作業量を調査中で、明確な契約の工期を検討中である場合」などを想定している。

※上記に記載する事例については、あくまで、救助実施主体である都道府県等の判断の参考にするために示したものであり、これらに対象が限定されるものではない。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

124

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害救助法に基づく障害物の除去における対象物の明確化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

災害救助法施行令第2条第2号の規定に基づく「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(障害物)の除去」における対象物の明確化

具体的な支障事例

災害救助法施行令第2条第2号では、その対象物を「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの」と規定しており、対象が明確化されていない。

例えば、水害及び土砂災害により住居内に入り込んだ土石等には、他者の家財が混入している場合が多い。そのような家財の混入している土石等を搬出する場合、災害救助法による救助の対象外となり得るもの被災場所にて分別し、その搬出及び処分は別途対応となるが、救助の対象が明確でなかったため、分別の判断に時間を要するなど、事務及び現場での対応が煩雑となり、救助が遅れる支障が生じた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事務及び除去に係る現場対応の煩雑さが解消され、多忙な災害時の負担が軽減されることにより、効率的な災害対応が可能となる。

根拠法令等

災害救助法第4条第1項第10号

災害救助法施行令第2条第2号

平成25年内閣府告示第228号第12条

災害救助法の制度概要(令和4年7月版)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、相模原市、兵庫県、岡山県、吉野川市、熊本市

—

各府省からの第1次回答

流入した他者の家財についても、住家内や住家の出入口等で日常生活に支障が生じている範囲において、災害救助法による「障害物の除去」として除去の対象とすることは可能であると考えるが、まずは、「他者の家財が

混入している」除去の事例について示していただき、具体的にどのような家財が救助の対象なるのか等、確認を行いたい。また、お示しいただけなかった場合には、監査の場を借りて確認を行い、具体的にどのような家財が救助の対象なり得るのかなど、確認を行うとともに、必要に応じて災害救助事務取扱要領に追記することは可能である。

なお、他者の家財(財産)を同意なく勝手に廃棄した場合に発生した損害賠償については、救助法の対象外である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

前向きなご回答をいただき、大変ありがたい。

『「他者の家財が混入している」除去の事例』については、台風等に伴う河川氾濫等により土砂と共に上流の家屋や倉庫、庭や畑に置いてあったもの等が流れ込み、残存してしまうケースが多くあった。

令和4年台風第15号の被害においても、山間部の中小河川において土砂流出が発生し、上流側の他者の自動車が土砂と共に流れ着き、土砂等の排除作業中に土砂の中に埋まった自動車が発見された事例がある。当該自動車については所有者を確認し、所有者へ返却されたが、大規模な土砂災害の場合には、所有者が不明のものが数多く流入する可能性は高いと考える。

また、流入した他者の家財は、災害救助法による「障害物の除去」の対象物として明確化を検討していただきたいものの一例として挙げたものであり、同台風の際の事例として、「床下の土砂」「建具」「植物」「フェンス」「道路構造物」「農地造成物(上流にある茶畠の段差造成用廃タイヤ)」等についてご検討をお願いしたい。災害救助事務取扱要領では「放置しておくことが居住者等の生命に危険を及ぼす可能性のあるものは、実施して差し支えない」とあるが、特に「床下の土砂」については、これをそのまま残すことは、時間の経過とともに悪臭の発生及びカビ等の増殖に伴う居住者等の健康被害が懸念され、自宅での生活を早期に再開し、かつ、衛生的な環境を確保するため、床下の土砂も共に撤去することが妥当であると考える。

なお、「他者の家財(財産)を同意なく廃棄すること」については、自力救済にあたり禁止されていることは承知している。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

災害救助法による障害物の除去は、住室内や住家の出入口等の一部又は全部に障害物が運ばれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去できない者に対して行うものとされている。

このため、住宅内の居室、台所、玄関、便所等の日常生活上欠くことのできない場所に「車両」「建具」「植物」「フェンス」「道路構造物」「農地造成物(上流にある茶畠の段差造成用廃タイヤ)」等が流入した場合は、災害救助法による除去の対象になると考えられる。

なお、「床下浸水」については、原則として災害救助法の対象とはならないが、床上の土砂を取り除く際に併せて床下の土砂を取り除く場合には対象になると考えられるため、今後、「災害救助事務取扱要領」を改定し、その旨を明記することとしたい。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

140

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る事務の主体及び活動計画期間の見直し

提案団体

広島県、宮城県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、国土交通省

求める措置の具体的内容

地域再生エリアマネジメント負担金制度における、地域来訪者等利便増進活動計画の認定、負担金条例の制定、受益者からの負担金の徴収及び活動主体への交付金の交付の事務については、活動エリアが複数の自治体の区域をまたがる場合には、地域の実情に応じて市町村以外にも都道府県又は地方公共団体の組合が事務主体となるように要件の見直しを求める。

また、地域来訪者等利便増進活動計画については、5年を超える場合にも制度を活用できるよう、地域の実情に応じた計画期間を認める規定への見直しを求める。

具体的な支障事例

【事務主体について】

地域再生法では、地域来訪者等利便増進活動計画の認定、負担金条例の制定、負担金の徴収及び交付金の交付については、「市町村」が実施主体と規定されている。

市町村域及び県域をまたがるエリアをマネジメントするDMOが本制度を活用する場合、上記手続に係る意思決定について、活動エリア内の市町村ごとに議会の議決を得る必要があるなど、制度を運用するための手續が煩雑になり、実務上活用が困難となっている。

例えば、兵庫県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、広島県で「せとうちDMO」を形成し、観光振興に取り組んでいるが、活動エリアが複数県にまたがるため、本制度を導入することは実務上困難である。

【更新手続きについて】

地域再生法における地域来訪者等利便増進活動計画の計画期間については、「五年を超えないものに限る」とされており、5年を超える長期的な施策展開を行いたい場合には、少なくとも5年ごとに計画の作成と市町村長による認定及びそれに伴う議会の議決が必要があり、制度を活用するに当たっての負担が大きい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地域の実情に即した制度運用が可能となり、広域の観光施策の展開が促進され、観光サービスの充実等につながる。

根拠法令等

地域再生法第5条第4項第6号、第17条の7第1項、第2項及び第9項、第17条の8第1項及び第2項、第17条の9第1項、地域再生エリアマネジメント負担金制度ガイドライン

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岡山県

—

各府省からの第1次回答

【事務主体について】

<現行制度の考え方>

地域再生エリアマネジメント負担金制度(以下「本制度」という。)は、事業者から公権力の行使により金銭を強制徴収する制度である点を踏まえ、3分の2以上の受益事業者の同意の下、エリアマネジメント活動により受けと見込まれる利益の範囲内でのみ負担金を徴収できる旨規定していることから、受益事業者の範囲及び利益の内容や程度が明確であることを要する。このため、受益事業者の利害関係が一致し、反対者を含めた負担金徴収の合理性が担保できる範囲として、①自然的経済的社会的に一体であって②事業者が集積している地域を導入対象としており、複数都道府県をまたぐ等の広域な地域での導入は想定されない。また、エリアマネジメント活動は、一般的に集積した商業地等の特定のエリアを単位に、民間主体でまちづくり等を積極的に行う取組であり、活動地域の都市活動の実態を踏まえて行われるものであるところ、当該活動に係る活動計画の認定は、当該地域の都市計画等に関する知見や責任を有する主体が行うこととしている。さらに、市町村が住民の日常生活に直結する事務処理を幅広く包括的に担う旨定めた地方自治法の考え方も踏まえ、本制度の事務主体は市町村としている。

なお、複数市町村が個々に活動計画の認定及び条例の制定を行い本制度を活用することも可能である。

<回答>

ご提示の支障事例は上記①・②の要件の充足が困難であると考えられ、その他の同趣旨の要望も確認されず、現段階では要件見直しの必要性が認められないと考える。

他方で、①・②を満たす区域で複数自治体にまたがり、かつ、その受益事業者の範囲及び利益の内容と程度を具体化できるエリアマネジメント活動をより具体的に提示されれば、対応の可否を検討し、結論を得ることとする。

【更新手続きについて】

<現行制度の考え方>

本制度は金銭の強制徴収を伴う点を踏まえ、活動計画については、市町村の関与の下、団体のガバナンス確保や、負担金負担者の権利保護の観点から、一定期間ごとに活動の効果を検証し、活動を継続する場合には新たな計画の認定を要することとするのが適当である。このため、国内の類似した他制度も参考にし、計画期間の上限を設けている。

<回答>

計画期間について、何ら制限なく設定可能とすることは適当ではなく、ご提案の内容については対応が困難であると考える。

(別紙あり)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

【事業主体について】

せとうちDMOは、兵庫県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、広島県の7県内でせとうちブランドの確立に向けた情報発信や魅力発信事業等を行い、来訪者・滞在者の利便性を高める活動に取り組んでいる団体である。同団体の活動のうち、来訪者・宿泊者の増加につながり、ホテル・旅館等がその利益を受ける情報発信系事業に対して、地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用することを想定している。

しかしながら、現行制度では、複数の市町村域を越えたエリアで制度を導入する場合、情報発信事業の対象となる市町村ごとに、計画の認定、負担金条例の制定、負担金の徴収及び交付金の交付を行わなければならず、制度を活用するための手續が煩雑である。

都道府県が主体となる制度事例として、宿泊税は都道府県単位での導入が可能であるほか、米国カリフォルニア州では、州全域でTID負担金として徴収された資金が州全体の観光振興財源として使用できるよう法が整備されている。

これらを踏まえ、改めて、都道府県又は地方公共団体の組合が事務主体となり手続窓口を減らすことで、市町村域を越えて活動するエリアマネジメント団体が制度を活用しやすくなるよう、制度の見直しを検討いただきたい。

【更新の手続きについて】

一定期間ごとの活動の効果を検証することは必要であると認識しているが、その期間が必ずしも5年を上限とする必要はないのではないか。地域の実情に応じた期間を設定することについて、改めてご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

広域連携 DMO(市町村域及び県域をまたがるエリアをマネジメントする DMO)には、安定的な自主財源を確保するための法的枠組みがなく、安定的・継続的な運用を行うことが困難な状況を踏まえ、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

地方分権改革推進室と共に提案団体及びDMOに対して、立法事実について確認していただきたい。
制度を運用するための手續が複雑で、市町村の負担が大きい。活用事例が大阪市の1件のみであり、横展開が弱い。広域的に使えるようにすれば制度活用が進むということであれば、積極的に検討すべきではないか。行財政能力の高い都道府県が調整能力を発揮できる仕組みとする方が、制度展開が進むのではないか。
「ナビゲーション・ガイド」では、計画期間について各地方公共団体の判断に委ねることを原則としており、また、例外的に計画期間を国が設定する場合は見直しのための期間を十分に確保すべきとされている。活動計画の計画期間が「5年を超えないもの」とするのは短すぎであり、地方自治体が裁量をもって期間設定をできるようにすべきではないか。

各府省からの第2次回答

【事務主体】

地域再生エリアマネジメント負担金制度は、3分の2以上の受益事業者の同意の下、エリアマネジメント活動により受けと見込まれる利益の限度において、負担金を強制徴収する制度である。このため、受益と負担の関係を明確にし、反対者からも負担金を徴収する合理性が担保できる範囲として、商店街や温泉街等を想定し、
①自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であって、
②当該地域の(中略)事業者が集積している地域
を導入対象地域としている。

一方で、せとうち7県全域という広域では、提案団体及びDMOに対する確認の結果、本制度の本質である、受益事業者の範囲や利益の内容・程度が明確になっていないこと、また、提案団体のうち宮城県でも、具体的な支障事例は確認されていないことから、本制度を活用できるだけの具体的な受益事業者の範囲や利益の内容・程度が提示されるとともに、7県において連携して実施する体制や受益事業者の同意の確保の見通しが明らかとなつた段階で改めて検討したい。

なお、本制度を活用する上で、受益算定のノウハウ不足が課題の一つであるため、各地のエリアマネジメント活動を対象とし、受益算定のケーススタディ調査を実施しており、今後も継続するとともに、制度活用に向けた伴走支援や周知等も引き続き行ってまいりたい。

【計画期間】

本制度は金銭の強制徴収を伴う点を踏まえ、活動計画については、市町村の関与の下、当該活動実施団体のガバナンスを確保し、反対していても強制的に徴収を受ける事業者の権利を保護する観点から、一定期間ごとに活動の効果を検証し、活動を継続する場合には新たな計画の認定を要することとするのが適当である。
このため、国内の類似した他制度も参考にし、5年という上限内で地域の実情に応じて計画期間を設定できることとしており、何ら制限なく計画期間を設定可能とすることは適当ではないと考えることに加え、提案団体及びDMOに対する確認の結果、5年を超える計画期間でなければ支障が生じる事業や事象が明らかとなっていないことから、将来的に具体的になつた段階で、計画の終了後も活動を継続する場合に、受益事業者間で合意形成がなされていれば、計画の認定手続の簡素化を図ること等について、改めて検討したい。

なお、地方公共団体の事務負担は、活動計画の作成主体が民間のエリアマネジメント団体であるため、そもそも少ないものとなっている。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

166

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針等の位置付けの明確化

提案団体

千葉市、横浜市、静岡市、熊本市

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的な内容

一定規模以上の公共施設整備事業の実施に際して、PPP/PFI 手法導入を優先的に検討することとする国の指針やガイドラインについて、あくまで優先的に検討することを要請するものであり、義務付けるものではないことを明確にするよう求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針(以下「指針」という。)」において、概ね以下のようないいきが規定されている。

「公共施設等を管理する人口 10 万人以上の方公共団体は、指針に基づき、それぞれ管理する公共施設等について優先的検討規程を定め、次に掲げる公共施設整備事業の基本構想、基本計画等の策定や公共施設等の運営等の方針の見直しを行うに当たっては、優先的検討規程に従って、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型方式に優先して検討することが行われるべきである」

- ・事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業(建設、製造又は改修を含むものに限る。)
- ・単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業(運営等のみを行うものに限る。)

【指針の位置付け】

「よくあるお問い合わせと回答」では、指針の位置付けについて、優先検討を求める通知(平成 27 年 12 月 17 日付府政経シ第 886 号総行地第 154 号)は、地方公共団体に対して検討を要請するものとの回答であるが、現行指針では、優先的検討規程を定める場合によるべき準則となっている。

また、国は、地方公共団体等における優先的検討の状況等について調査を行い、その結果をインターネット上で公表するものとしていることからも、当該指針は、実態上、地方公共団体が従うべき基準であるかのような位置付けとなっていると思料する。

【支障事例】

上記の事業費基準が定められた平成 27 年以降、建設費等の高騰により、施設整備等における事業費が上昇し、従来は対象外であったと想定される事業が基準額に達する事例が増加傾向にある。

特にそのような事例において、PPP/PFI 手法導入の検討を行うための事務手続きが必要となり、地方自治体の負担が増加している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地域の実情や事業の特性などに応じて、より一層柔軟に、PPP/PFI 手法を検討することが可能となる。

根拠法令等

多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針(令和3年改訂版)、PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引、PPP/PFI 手法導入優先的検討規程の策定及び運用について(令和3年6月 21 日付府政経シ第 401 号、総行地第 92 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高崎市、我孫子市

—

各府省からの第1次回答

内閣府としては、御指摘の「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針(令和3年改訂版)」や「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程の策定及び運用について(令和3年6月 21 日付府政経シ第 401 号、総行地第 92 号)」等に基づき、優先的検討規程(以下「規程」という。)の策定及び運用について助言を行ってきた中で、これまでも、例えば通知に関しては、地方自治法に基づく技術的助言である旨を示してきたところである。御提案を踏まえ、通知等について、今後も技術的助言に留まる旨を適切に明記してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今後の通知等において、当該通知等が地方自治法に基づく技術的助言である旨の文言を表記するだけでなく、内容においても実質的に義務付けと誤解されないよう、明確にしていただきたいと考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

今後の通知等の発出に際しては、内容においても実質的に義務付けと誤解されないよう引き続き留意してまいりたい。

なお、優先的検討規程の策定状況等を調査・公表していることについては、PPP/PFI 推進に向け、地方公共団体における PPP/PFI の実施状況及び PPP/PFI 推進にかかる課題等を把握するとともに、民間事業者の参入に資する情報の一つとして提供するために実施しているものであり、規程策定を義務付ける目的にはない。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

193

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

全国交通安全運動推進要綱の早期情報提供等

提案団体

岡山県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的な内容

春及び秋の全国交通安全運動推進要綱について、案段階で早期に情報提供を行うこと又は要綱決定時期を前倒しすること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

全国交通安全運動推進要綱(以下「国要綱」)は、春は2月1日、秋は7月1日に中央交通安全対策会議交通対策本部において決定されており、県では本要綱をもとに県の要綱を県交通安全対策協議会において策定し、交通安全運動を実施している。

【支障事例】

例年の運動期間は、春は4月6日から15日、秋は9月21日から30日だが、地方独自の施策を実施する場合、国要綱の決定後に、その内容を踏まえて準備作業を行う必要があり、広報資材の作成や関係団体との調整などの一定期間を要する作業の時間的余裕がなく、担当職員の事務負担が大きい。

また、国要綱は毎年、全国的な交通事故情勢等を踏まえて運動重点等が変更されており、仮に都道府県において先行的に準備した場合も、後々になって国要綱の内容を踏まえた修正等の手戻りが発生する可能性があるなど、要綱発出前に準備を整えていくことは困難である。

【支障の解決策】

自治体担当者限りで現行よりも2週間程度早期に国要綱を案段階で提供する。又は国要綱の決定時期を前倒していただきたい。特に春は新年度の人事異動直後に交通安全運動を実施することとなり、関係機関との協議・調整が可能な期間が限られていることから、運動の準備と円滑な実施に向けて1月中旬までの情報提供を希望する。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県・市町村の準備期間が確保されることで、地域の実態に即した施策を実施することができ、また関係団体への協力を依頼しやすくなることで、交通安全運動の効果的な広報ができる。

根拠法令等

全国交通安全運動推進要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、宮城県、ひたちなか市、川崎市、小牧市、山口県、徳島県、高知県、宮崎県

○特に自治体への回覧用チラシの作成及び配付には国の要綱決定から1か月弱しか期間がないため事務負担が大きい。

○当市では、実施要綱を策定し、運動に係る施策等を定めている。実施要綱の策定にあたっては、国の全国交通安全運動推進要綱(以下「国要綱」)策定後にその内容及び県の実施内容を踏まえて策定する必要がある。県においても、国要綱策定後にその内容を踏まえて実施内容等を定めていいるため、当市の実施要綱要綱策定までには、国要綱策定から一定期間を要する。そのため、関係機関との調整や会議資料の作成に時間的余裕がなく、担当職員の事務負担が大きい。

○今年度、春の国要綱では、日程について市町等からの問合せで「当該市町で運動に向けた準備のため、運動日程を早期に教えてほしい。」旨の申し立てはあった。

よって、要綱内容全てではなく、今春のように日程が例年と異なる場合は予鈴だけでもあると国から県、県から市町への対応がスムーズになると考える。

一方、案段階の資料を示されても、その内容が対策本部決定までに変更されるのであれば(例:重点内容が変わる等)、当該案は一人歩きする可能性があるため県担当者としては、決定を受けてからの資料を待ちたい。提案にあるように調整等作業については、日程がタイトで本県も担当者泣かせな一面(特に春要綱の決定は2月1日より遅れると困る)があり、内閣府担当者等のワークライフバランスも踏まえて決裁等を進めるにあたり、無理のない範囲で決定時期を前倒し出来るのであればそのように願いたい。

各府省からの第1次回答

春及び秋の全国交通安全運動推進要綱は、「全国交通安全運動の推進に関する基本方針について」(平成12年12月26日中央交通安全対策会議決定)に基づき、実施の都度、中央交通安全対策会議交通対策本部において、例年、春は2月上旬、秋は7月上旬に決定している。

そもそも全国交通安全運動は、国民運動としてその趣旨をできるだけ浸透させ、交通安全意識の醸成と交通ルールの定着等を図るために最新の交通事故情勢を反映して実施すべき性格を有している。そのため、同推進要綱は、最新の交通事故情勢や前回の運動結果等を踏まえ、関係府省庁の協議、交通対策本部員の決裁手続等を経て決定しており、その期間を短縮することは困難である。

しかしながら、提案意見の趣旨を踏まえ、特に要望のある春の運動については、協議時期を早めるなどにより、決定の時期を1~2週間程度前倒しするよう努めてまいりたい。

なお、秋の運動については、前年の交通事故統計・分析結果を踏まえて要綱を作成するため、さらに前倒しすることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

都道府県・市町村における必要な準備期間の確保と運動の円滑な実施に向けて、国要綱の決定時期の前倒しに努めていただきたい。また、前倒しが困難な場合においても、担当レベルにおける案段階での早期の情報提供について検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

春及び秋の全国交通安全運動推進要綱は、最新の交通事故情勢や前回の運動結果等を踏まえ、関係府省庁の協議、交通対策本部員の決裁手続等を経て決定しており、その期間を短縮することは困難であるところ、提案意見の趣旨を踏まえ、特に要望のある春の運動については、協議時期を早めるなどにより、令和6年春の全国交通安全運動推進要綱から、決定の時期を1~2週間程度前倒しするよう努めてまいりたい。

しかしながら、秋の運動については、前年の交通事故統計・分析結果を踏まえて要綱を作成するため、決定を前倒しすることは困難である。

なお、案段階の要綱を事前に提供することについては、決定前では変更の可能性があり、当該案がひとり歩き

し、案をもって県要綱等を作成することも否定できず、無用な混乱を招きかねないため、案段階の提供は困難である。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

224

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

奨学金事業における公益財団法人等によるマイナンバー独自利用の対象化

提案団体

兵庫県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

法律でマイナンバー利用が認められている事務と性質が同一の事務について、県が当該事業のために設立した公益財団法人等に業務移管や業務委託を実施する場合は、当該団体のマイナンバー利用を可能とすること。(例として、旧日本育英会(現(独)日本学生支援機構)から事務移管された奨学金事業。)

具体的な支障事例

【現状】

前回提案(平成28年提案募集管理番号196)からの情勢変化として、令和5年3月7日に閣議決定され、今国会へ提出されているマイナンバー法等の一部改正法案においても、マイナンバー利用範囲の拡大や、法律で認められている事務に準ずる事務におけるマイナンバー利用等が盛り込まれている。

【支障】

現在も(公財)兵庫県高等学校教育振興会はマイナンバーを取り扱えない状況に変化はないため、マイナンバー利用による国民の利便性向上等が目指される中につきても、添付書類の削減など申請者負担の軽減が進められない状況である。

[当該奨学金事務におけるマイナンバーを必要とする事務処理件数]

- ①採用申請 約1,000件／年
- ②返還免除・猶予申請 約500件／年
- ③返還者等の現況確認 約3,500件／年

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

県が当該業務を行う場合同様に、申請者は申請時の添付書類を削減することができる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

マイナンバーの利用範囲拡大による国民の利便性向上と、個人情報保護に対する国民の懸念への対応という両面を考慮しながら、提案の事務の性質、目的、事務を行わせている主体(公益財団法人)等を踏まえ、マイナンバーの利用及び情報連携が可能か検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本奨学金事業は旧日本育英会(現(独)日本学生支援機構)が実施していた高校生奨学金事業が都道府県に移管されたもので、マイナンバー法により同機構への情報提供が認められている大学生等奨学金事業と性質、目的は同じと考える。

また、当県の前回提案時の関係府省第2次回答では「情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行うことができる主体は、法令で明確になっている必要がある」との回答であったが、当県が移管・委託する公益財団法人は、租税特別措置法第91条の3に規定する「都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人」として、同法施行令第52条の2の規定に基づき文部科学大臣が財務大臣と協議して指定した法人であり、マイナンバー法等において、個人番号の利用及び情報連携ができるとの整理が可能と考える。

マイナンバーの利用範囲拡大による個人情報保護に対する国民の懸念への対応を考慮すべきことは十分に理解するところであるが、一方で、本年6月9日に公布されたマイナンバー法等の一部改正法では、マイナンバー利用範囲の拡大等の改正が行われ、国民の利便性向上の観点からマイナンバーの積極的な有効活用の機運の高まりを感じるところである。

それらの観点から、奨学金事業を行う公益財団法人等のマイナンバー利用及び情報連携を可能とすること自体は、申請時の課税証明書の取得が不要となり、申請者の利便性を大幅に向上させるものであることから、喫緊の課題である国民の懸念解消を早期に図ったうえで、今後の当該提案に対する検討スケジュールを具体的にお示し頂きつつ、早期の措置の実現を図って頂きたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO 又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。

国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案団体の提案を考慮した検討を求める。

なお、行政機関ではない、公益財団法人や指定管理者にまで利用主体を拡大することについては、リスク検証等への留意が必要である。

各府省からの第2次回答

当該事業へのマイナンバーの利用については、提案団体におけるマイナンバー利用方法等の意向を踏まえつつ、他都道府県でのニーズ等も考慮し引き続き検討してまいりたい。

なお、マイナンバーの利用に当たっては、その漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報である特定個人情報の適切な管理のため、関係法令の規定等に基づき、基本方針の策定や組織体制・内部規程の整備、不正アクセス等への防止策や特定個人情報保護評価といった各種保護措置を講ずる等の対応が必要であることに留意が必要である。

また、マイナンバーによる情報連携以外の方策として、申請時にマイナポータル API(自己情報取得 API)を活用することで、情報連携せずとも、添付書類の削減及び事務処理負担の軽減が可能となるため、マイナポータル API(自己情報取得 API)の活用についてご検討いただきたい。